

新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合に
事業者(商工会議所)が行う手続き等について

【事前の備え】

1. 管轄の保健所と連絡先を確認しておく
2. 対策責任者や担当者を決めておき、意思決定者・対応者を明確にする
3. 事務所の消毒作業を依頼できる業者を探しておく

【新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の流れ】

1. 感染者の発生を知る

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、感染者は隔離され、居住地の保健所により、勤務先等について聞き取り調査を受けます。感染者の居住地の保健所は、感染者の勤務先を管轄する保健所に対し、疫学調査を実施するよう依頼します。事業者は、管轄保健所からの疫学調査実施の連絡により、職員の感染を知ることになります。

2. 疫学調査の対応準備をする

- ・疫学調査のために保健所の職員が事業所に到着するまでの間に、感染者が在籍していた部署があるフロアー全体の見取り図と、個人名入りの座席表を用意しておきましょう。

3. 保健所の積極的疫学調査に協力し、命令・指導を受ける

- ・保健所職員が、濃厚接触の可能性のある従業員と個別に面談し、濃厚接触者の特定と行動把握を行います。保健所は、濃厚接触者の中で体調に異常が認められる者について、検査を行うとともに、最終接触日から2週間の自宅待機を要請します。
- ・対策責任者は、濃厚接触者全員のリストを作成し、管理します。(リストに必要な項目：①氏名、②生年月日、③年齢、④住所、⑤電話番号)その際、対策責任者は、各濃厚接触者に対し、調査を行った保健所から居住地の保健所に対し、情報提供が行われる旨を伝達する必要があります。
- ・なお、濃厚接触者のうち、体調の異常が認められない者についても、最終接触日から2週間の自宅待機を指示するかどうかは、対策責任者の判断に任されます。